

瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託
委託仕様書

1 件 名

瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託（瀬谷区南部）

2 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市瀬谷区南部（主要地方道丸子中山茅ヶ崎線以南）

※ 送迎については、瀬谷区南部を中心とした区内全域

4 概 要

瀬谷区は、生活困窮や養育困難等の課題を複合的に抱える世帯（以下「課題を複合的に抱える世帯」という。）が多く、基本的な生活習慣を身につけていなかったり、不登校により学習面で遅れがみられたりする子どもが多く存在している。

そのような子どもたちに対して、子どもの発達に必要な多様な人々との交流や生活体験、学習支援が受けられる機会を提供すること、また、保護者に対して相談支援等を行い、子どもが自立した生活を送れるようにするための取組が必要である。

本事業では、生活支援・生活体験・学習支援・相談ができる常設型の支援施設「子どもの生活塾」（以下「子どもの生活塾」という。）を設置し、瀬谷区内に住所を有する世帯で、課題を複合的に抱える世帯の子どもとその保護者に対し、必要な支援を行う。

なお、実施にあたっては、「横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱」及び「瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」により行う。

5 委託業務内容

（1）子どもの生活塾の設置

速やかに区役所と協議の上、横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱第8条に規定する施設を用意し、「3 履行場所」に掲げる場所に「子どもの生活塾」を設置する。

なお、履行場所の確保及び継続的な利用に係る経費は受託事業者の負担とする。

（2）生活支援・学習支援の実施

ア 対象者

(ア) 課題を複合的に抱える世帯の小学校及び中学校に就学している子で子どもの生活塾を利用することで健全な育成が見込まれると区役所が認めたもの

- (イ) 課題を複合的に抱える世帯の小学校及び中学校に就学している子の保護者で子を養育するための支援をすることで自立が見込まれると区役所が認めたもの
- (ウ) これらに準ずる者で区役所が認めたもの

イ 職員の配置

子どもの生活塾には、児童の育成に関する知識と経験を有する事業の統括責任者、生活支援スタッフ、生活支援アシスタント等を配置する。

- (ア) 統括責任者 1名
- (イ) 生活支援スタッフ 1名
- (ウ) 生活支援アシスタント 支援に必要な人数
- (エ) 送迎スタッフ 2名以上
- (オ) 必要により、生活支援アシスタントの補助者を置くことができる。
(エ) の送迎スタッフは、(ア)～(ウ) の者が兼ねることができる。
利用する児童が1名以上いる場合は、職員を2名以上配置する。

ウ 支援内容

瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱第6条に基づく支援内容とし、a～eの事業ごとに実施方法及び目指す姿に沿って支援を実施すること。

加えて、以下のf～jの支援内容は区役所と協議のうえ支援を実施することができることとする。

a 日常生活習慣等を身に付けるための支援

【実施方法】利用時の日課を作成し、個々に応じた支援を行う。

- 【目指す姿】
- ・正しい生活リズムや生活習慣（入浴・調理・洗濯・掃除・買い物・整理整頓など）を身につけ、自立した生活が送れるようになる。
 - ・時間・約束・ルールを守ることができ、自分で予定を管理できるようになる。
 - ・人の話を聞くことができ、自分の思ったことや考えていることを人に伝えることができる。
 - ・他の人のことを考えて行動したり、手伝えることができる。
 - ・季節の行事や地域行事などを知り、地域社会の一員として生活できるようになる。
 - ・将来の夢を持ち、高校卒業後の生活設計を立てることができる。

b 安心して過ごせる居場所の提供

【実施方法】週5日以上、1日5時間以上開所し、利用日数は1人あたり原則週2日を上限とする。

【目指す姿】・対象世帯とスタッフが信頼関係を築けている。

- ・保護者以外の大人と関わる機会を増やし、SOS を言える場所となる。
 - ・放課後を安全・安心に過ごせるようにする。
- c 学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ
- 【実施方法】宿題や施設で用意したプリント等の行い、必要に応じて学習の補助を行う。
- 【目指す姿】日々の学習習慣が付き、自ら取り組むことができる。
- d 基礎的な内容の学び直し
- 【実施方法】宿題や施設で用意したプリント等を行い、必要に応じて学習の補助を行う。
- 【目指す姿】・学習のつまずきが解消され、学校の学習がスムーズに行える。
・学習への苦手意識をなくし、自信をつける。
- e 関係機関との連絡調整
- 【実施方法】・区役所が主催する子どもの生活塾連絡会へ出席し、関係機関と情報共有を行う。
- ・その他区役所が主催する連絡会等へ出席する。
 - ・区役所や児童相談所等関係機関と情報共有を行う
 - ・関係機関からの施設見学の受入を行う。
- 【目指す姿】家庭や学校等での日常生活の状況を踏まえた上で、必要な支援を実施している。
- f アシスタント派遣による生活支援
- 【実施方法】支援対象世帯の小・中学生及び保護者（以下利用者という。）の自宅に職員が訪問し、子どもと共に登校準備等を行う。
- 【目指す姿】子ども自身が家庭環境の課題に気づき、改善に向けて行動できるようになる。
- g 生活支援を前提とした高校受験に向けた進学支援
- 【実施方法】高校進学に向けて学習計画書を作成し、学習支援を行う。
- 【目指す姿】受験に備えた学習を行い、学力が向上する。
- h 対象生徒及びその保護者への個別相談
- 【実施方法】・施設内及び電話相談に対応するほか、必要に応じて家庭訪問を行う。
- ・定期面談を行い、課題抽出を行う。
- 【目指す姿】・困りごとを発見・解消し、保護者が適切に子どもとかわれるようにする。
・状況に応じて、必要な支援につなげる。
- i 事業利用を中断又は終了した生徒及びその保護者への個別相談
- 【実施方法】電話相談に対応するほか、必要に応じて訪問や施設内で相談を行う。

【目指す姿】・困難な状況に陥る前に必要な支援につなげることができている。

- ・困ったときに相談できる相手がいることで、困難な状況に陥るのを防ぐ。

じ その他区役所が必要と認める支援

(3) 送迎の実施

「子どもの生活塾」への通所が困難な児童に対し、車両・公共交通機関及び徒歩による送迎を実施する。車両送迎の実施にあたっては、「瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」及び「寄り添い型生活支援事業 車両送迎に係る実施要領」により行う。

ア 送迎の対象者

- (ア) 遠方の地域に居住する児童
- (イ) 小学校低学年の児童
- (ウ) その他、区役所が送迎を必要と認める者

イ 送迎の利用

アの対象者が送迎を希望する場合は、保護者から「送迎利用申込書」を受け取り、区役所へ提出する。

ウ その他

送迎を実施する際は、常にスタッフ体制が2名以上になるようにし、児童の待ち合わせ場所や送迎ルート等については、事前に区役所及び保護者と十分に協議をすることとする。

6 開所日数及び時間

「子どもの生活塾」の開所日数は原則として、週5日以上、1日あたり5時間以上とする。開所時間は原則として午後1時30分から午後6時30分までとする。ただし、小中学校の長期休暇中は午前10時から午後4時までとする。

7 利用日数

「子どもの生活塾」の利用者の受入は、原則として週2日までとする。ただし、行事等の参加については回数に含まず、利用状況によって1人あたり週3日以上を受入が可能な場合は、区役所と協議の上、週3日以上を受入も可とする。

8 利用期間

「子どもの生活塾」の利用者の受入は原則として利用申込のあった年度の3月31日までとする。

9 利用料

「子どもの生活塾」の利用は、原則として無料とする。ただし、瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱第6条第2項第1号の業務において、通院介助等に要したアシスタント派遣の交通費は利用者の負担とする。

また、以下の場合、区役所と協議の上受託事業者が利用者から徴収することができる。

- (1) 調理等の食事の提供を伴う場合
- (2) 施設内外で実施するイベントや第三者が実施するイベント等に参加する場合の参加費及び交通費等

10 利用の流れ

(1) 利用促進の協力

区役所等が行う利用促進に協力し、対象世帯が利用申込前に見学を希望した場合等の対応を行う。

(2) 利用受付

利用者が本事業の利用を希望した場合は、保護者から「利用申込書」を受け取り、区役所に提出する。

(3) 支援開始

原則として、区役所が利用者に利用承認通知書を送付した後、利用者に対して支援を開始する。

(4) 支援内容の記録

利用者の参加状況等を「業務日報」に、個々の支援内容の詳細については、利用者ごとに作成する「記録簿」に記録する。

(5) 報告

事業の実施状況を区役所が指示した様式により毎月報告をする。

11 安全管理

受託事業者は、日常、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努める。また、「子どもの生活塾」において事故等が発生した場合、速やかに「事故報告書」により区役所に報告する。

12 個人情報の保護

(1) 個人情報保護の徹底について

横浜市が定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の保護を徹底する。

(2) 個人情報保護の研修について

職員に対して、従事開始前までに、個人情報保護の研修を実施する。

(3) 誓約書について

職員に対して、個人情報을適切に取扱う旨の誓約書を、従事開始時に取り交わすこととする。

13 その他

- (1) 事業実施にあたっては、関係法令を遵守して行う。
- (2) 委託業務の全部又は一部を、第三者に委託又は請け負わせることを禁止する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、区役所との協議により決定する。
- (4) 区役所は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができるものとする。
- (5) 期間満了時には、次の受託事業者が円滑に子どもの生活塾を運営できるよう、利用者の支援内容や状態、本事業の関係書類などについて、速やかに引継ぎをしなければならない。
また、不動産を契約解除するにあたり経費等が発生する場合は、受託事業者の負担とする。
- (6) 本事業は、当年度の業務結果を踏まえ、翌年度も継続した業務委託を想定している。(以降も同様とし、最長で令和10年3月31日までを期限とすることを予定している。) なお、このことは翌年度以降も継続して契約することについて何ら保証するものではない。